

安八町告示第70号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年5月9日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年5月27日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年5月9日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年5月18日に戻入れされたタクシー代（4/18 西南濃町村議会議長会の折）6,820円に関して、一般会計より支出された日の翌日から支払い済みの平成30年5月18日まで年5分の割合による金員を補填する為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

（添付書類）

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 返納通知書兼領収書 金額 6,820円

タクシー代（4/18 西南濃町村議会議長会の折）

2. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の支出負担行為決議、並びに支出命令の取り消しについて

3. 納入通知書兼領収書 金額 13,325円
H29. 11. 9 (139,964円) 返金分に係る年5分の割合による金員
4. 納入通知書兼領収書 金額 9,798円
H29. 11. 9 (199,792円) 返金分に係る年5分の割合による金員

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、令和元年5月9日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年5月18日に戻入れされたタクシー代(4ノ18 西南濃町村議会議長会の折) 6,820円に関して、一般会計より支出された日の翌日から支払い済みの平成30年5月18日までの年5分の割合による金員を補填する為に必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、第2 請求の受理での審査の時点において住民監査請求の要件を満たしているものであるのか、又は欠くものであるのかとの判断をし難いものであったことから、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

本件請求における請求の趣旨の原因行為は、事実証明書1のとおりである。

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年5月16日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年5月20日、令和元年5月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象部署を総務課、議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成29年6月23日、平成29年4月18日西南濃町村議会議長会の折のタクシー使用代金(6,820円)に係る公金を支出した。
- (2) (1)の金額は、平成30年5月18日、公金の支出に際して、客観的に疑義が持たれるものと判断したことから、一般会計に戻入れされた。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第242条第1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨が規定されている。

2 最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決(民集41巻1号122頁)

住民監査請求の趣旨、目的について、「住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監

査と予防、是正の措置とを監査委員に請求する機能を認めたものである。」との旨が示されている。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等、6つの財務会計行為(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることはできない旨が示されている。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件タクシー代の支出は、公費の支出に際して、客観的に疑義が持たれるものを安八町の一般会計から支出させて、支払いを安八町へ肩代わりさせたものであり、この一般会計からの支出は違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。よって、安八町の一般会計へ補填するまでの支払いを肩代わりさせていた期間(代わりに安八町に支出させて安八町に支払額を借りていた期間)の利息を安八町へ支払わなければ安八町は無利子で根拠もなくお金を貸していたことになり損害を被ったこととなる。」と主張している。

住民監査請求についてだが、法第242条第1項の規定のとおりであり、当該規定は、最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決(民集41巻1号122頁)にて示されているとおり、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正の措置とを監査委員に請求する機能を認めたものである。

したがって、住民監査請求の対象となるものは、法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実、いわゆる財務会計行為等に限定されている。

しかし、本件請求は、当該タクシー使用代金(6,820円)を一般会計から支払った日(平成29年6月23日)の翌日から、当該タクシー使用代金との名目で一般会計に戻入れた日(平成30年5月18日)までの年5分の割合による金員であることから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見等

大平文雄監査委員は、清伸二監査委員から本件監査結果を事務連絡にて確認した。